

香川地方最低賃金審議会

第3回 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和3年10月12日 15時15分～17時09分		
開催場所	香川労働局 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席2人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金について (金額審議)		
議事要旨	<p>1 金額審議について</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 989円 (+33円引上げ)</p> <p>根拠：地賃に対する特賃の優位性を確保したい。現行の最賃額956円に地賃の引上げ率3.41%を反映させて、$956円 \times 3.41\% = 32.5$ (円未満切上げ) →33円</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 986円 (+30円引上げ)</p> <p>根拠：第2回専門部会の1回目提示額で示した目標とする企業内最低賃金1,100円と現行の最賃額956円との差144円を5年で解消するとして、$144円 \div 5 = 28.8円$。これに目標達成のスタートの年であることを加味して30円とした。</p> <p>労働者側 第3回提示額 : 984円 (+28円引上げ)</p> <p>根拠：本日2回目の提示額28円の根拠の中で説明した「$144円 \div 5 = 28.8円$」の円未満を切り捨てて28円とした。これ以上は難しいので公益に一任する。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 970円 (+14円引上げ)</p> <p>根拠：第2回専門部会の3回目提示額で示した根拠、現行の最賃額956円に第4表①Cランク製造業の賃金上昇率1.4%を乗じた額 ($956 \times 0.014 = 13.384$) を、前は円未満を切り捨てたが、今回はこれを切り上げて14円とした。</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 973円 (+17円引上げ)</p> <p>根拠：厚生労働省発表の「令和3年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」において、造船の賃上げ率が1.76%であることから、現行の最賃額956円に1.76%を乗じ、円未満を切り上げて17円とした。</p> <p>使用者側 第3回提示額 : 976円 (+20円引上げ)</p> <p>根拠：歩み寄りが必要なため20円とした。これ以上は公益に一任する。</p> <p>労使双方より公益一任となり、公益案：+24円 時間額980円を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、香川労働局長あて答申された。</p>		